

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】**毎月倶楽部**

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書
(目論見書)
2009年8月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】毎月倶楽部

追加型投信／海外／債券

**投資信託説明書
(交付目論見書)
2009年8月**

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月8日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「リそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月分配型）」「リそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月分配型）」（以下「ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に外国の債券を（実質的な）投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、このお申込手数料率は、本書作成日現在、1.575%（税抜き 1.500%）が上限となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

<間接的にご負担いただく費用>

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.3125%（税抜き 年 1.2500%）の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 8月 7日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型） りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 各5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	23
4 手数料等及び税金	26
5 運用状況	30
6 手続等の概要	35
7 管理及び運営の概要	37
第2 財務ハイライト情報	41
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	48
第4 ファンドの詳細情報の項目	49
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

商品分類	追加型投信/海外/債券 商品分類に関する詳細は「第二部 ファンド情報」をご参照下さい。
運用の基本方針	「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」への投資を通じて、主に米国のジニーメイ債に投資します。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは債券などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決算日	年12回決算、原則として毎月の各5日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分配方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お申込日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※ ¹ に取得のお申込みができます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、取扱いをいたしません。
お申込価額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
お申込単位	収益分配金の受取り方法により、自動けいぞく投資コースと一般コースの2つの申込コースがあります。取り扱う申込コースおよびその名称は販売会社により異なる場合があります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が定める料率とします。本書作成日現在、お申込手数料率は1.575%（税抜き1.500%）が上限となっております。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※ ¹ にご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。ただし、解約申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、取扱いをいたしません。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して原則5営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.3125%（税抜き1.2500%）※ ² を乗じて得た額とします。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

※¹ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

※² 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

ただし、それぞれの愛称として「毎月倶楽部（為替ヘッジなし）」、「毎月倶楽部（為替ヘッジあり）」という名称を、また両ファンドを総称する愛称として「毎月倶楽部」という名称を用いることがあります。

（なお、それぞれを「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」という場合があります。また、両ファンドを総称して、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また、基準価額は原則として計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は「倶楽部有」として掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は1.575%（税抜き1.500%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(6) 申込単位

販売会社が定める申込単位とします。申込単位については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

申込期間：平成21年8月8日から平成22年8月6日までとします*。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。

なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額*を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」*とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社と

の間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、後記⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

また、販売会社等によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

詳しくは販売会社（販売会社については、後記⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎたからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

② 取得申込受付の中止

1) 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合には、取得の申込みを受け付けないものとします。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については「⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

2) 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／海外／債券に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型投信		不動産投信		
		その他資産 ()		
	内外	資産複合	E T F	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」属性区分表

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	日本			日経225	ブル・ベア型
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用型
	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX	ロング・ショート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア				
その他資産 (投資信託証 券(債券))		オセアニア				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中南米	ファンド・オブ ブ・ファンズ	なし		
	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
		中近東(中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 （投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年12回	目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」属性区分表

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル （日本を含む）				
大型株 中小型株	年2回	日本			日経225	ブル・ベア型
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）		条件付運用型
公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回 （隔月）	欧州 アジア オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年12回 （毎月）	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
その他資産 （投資信託証券（債券））		中近東（中東）			その他 （ ）	その他 （ ）
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 （ ）	エマージング				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(債券))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年12回	目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ あり	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

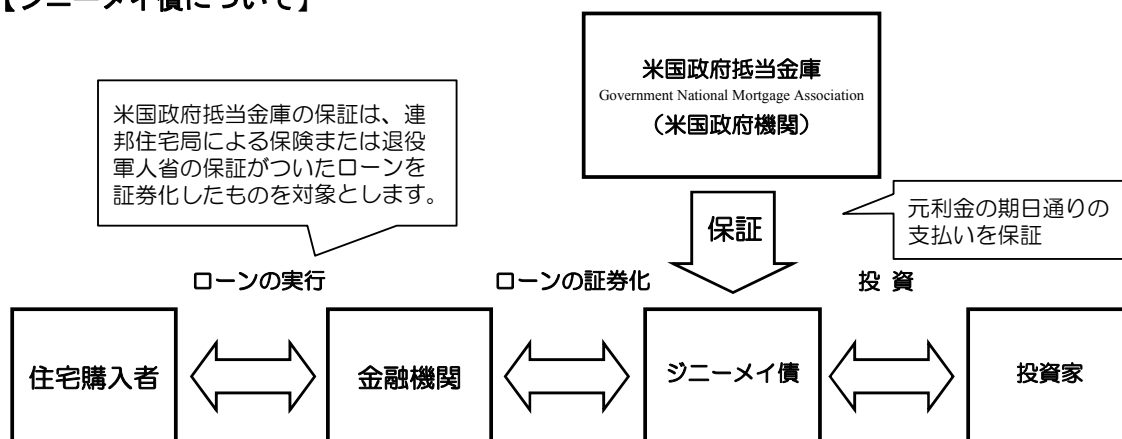
※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

【ジニーメイ債について】



1) 信用力（米国国債と同等の AAA 相当の格付）※と好利回りを有する米国の G N M A（ジニーメイ）パス・スルー証券（以下、「ジニーメイ債」といいます。）に、実質的に投資します。

※ 米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。

■ ジニーメイ債とは、住宅ローン債権を担保としたもので、住宅ローンに対する返済元利金から一定の手数料等を差し引いたものをそのまま持分に応じて投資家に支払う（パス・スルーする）債券です。

■ ジニーメイ債の元利金の期日通りの支払いは米国政府機関が保証しており、米国国債と同等の極めて高い信用力を有しています。

※ただし、これは当ファンドの元本および分配金の支払いを保証するものではありません。

■ ジニーメイ債の裏付けとなる住宅ローンは、期日通りの返済のほかに繰上返済される場合があります。返済された住宅ローンの元金は投資家にパス・スルーされ、ジニーメイ債はその分期限前償還されます。

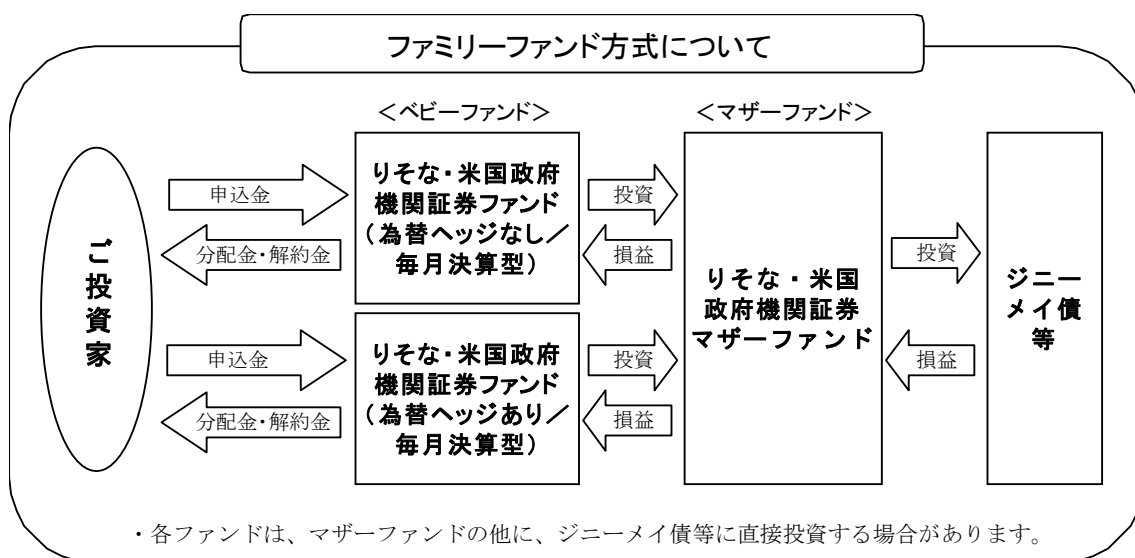
ジニーメイ債は、通常の満期一括償還の債券と異なり「期限前償還リスク」があるために、米国国債並みの信用度を有しながら、一般に米国国債よりも高い利回りで取引されています。

	Moody's	S&P	
高	Aaa	AAA	←米国国債
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	投資適格債
	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
	C	C	
低	D	D	

- 2) 毎月の分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。
- 3) ファンドは、「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とするファミリーファンド方式により運用を行います。
- 4) 「為替ヘッジなし」と、「為替ヘッジあり」のいずれかをお選びいただけます。
- 5) 「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の外貨建資産にかかる運用指図の権限（為替ヘッジを除く。以下同じ。）を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに委託します。

(2) ファンドの仕組み

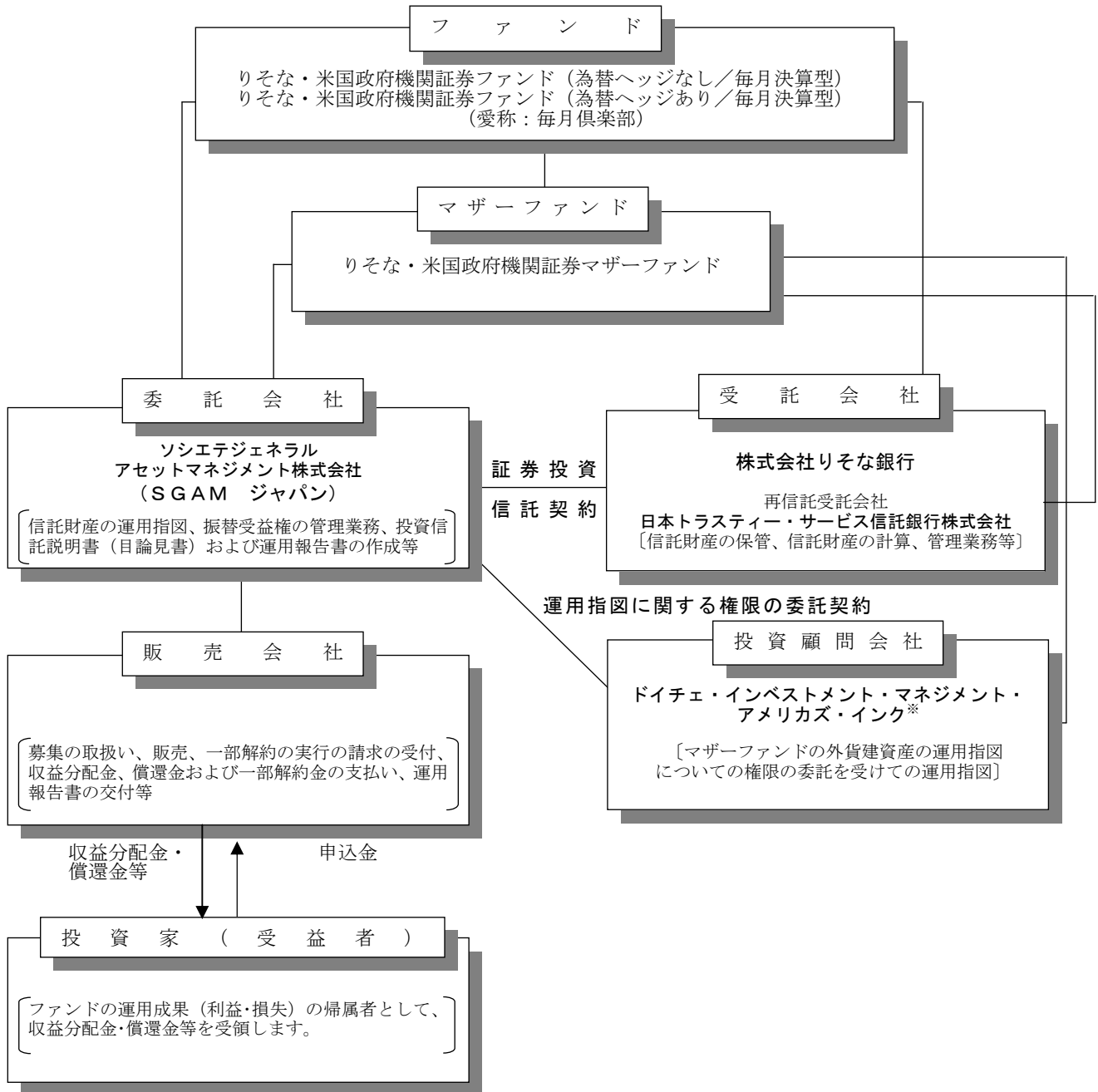
ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



※ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みのことをいいます。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人



※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、ファンドの投資顧問会社です。投資顧問会社は「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の12第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はファンドの運用指図の権限を委託します。

《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
運用指図の権限の委託契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、当該証券投資信託の親投資信託の信託財産の外貨建資産の運用指図を行うための運用指図の権限の委託契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第 350 号)			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現SGAMノースパシフィック (株)) が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	SGAMノースパシフィック (株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SGAM」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント **SGAM**
(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 **SGAM ジャパン**
(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

- ① 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主に米国のジニーメイ債に投資します。
- ② 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

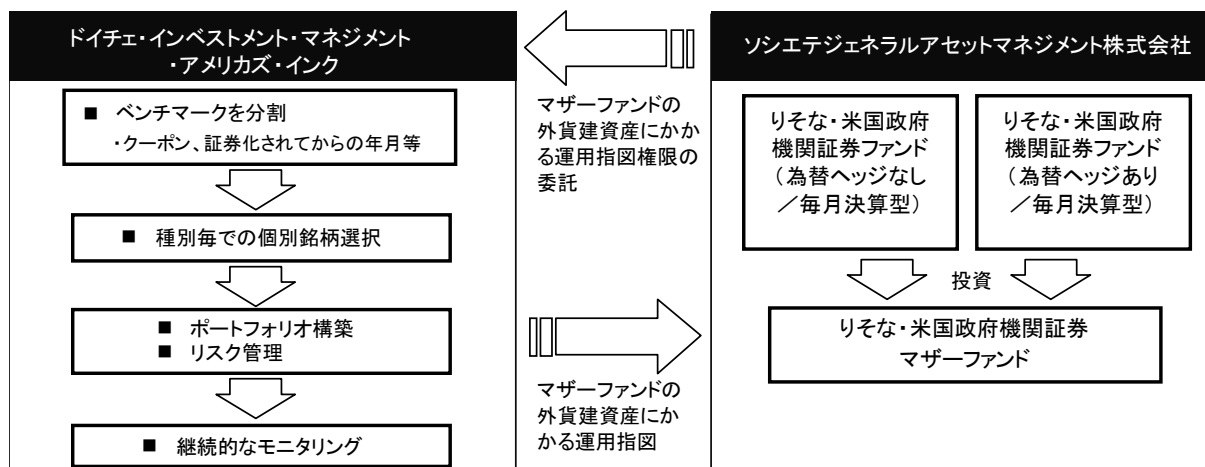
■ マザーファンドの投資方針

(基本方針)

「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」は、主として米国のジニーメイ債に投資し、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

(投資方針)

- ① 主として米国のジニーメイ債に投資を行います。
- ② 外貨建資産の運用指図についての権限を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク（住所：345 Park Avenue, New York, NY 10154-0010, USA）※に委託します。
※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが属するドイチェ・アセット・マネジメント・グループは、世界70カ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。
- ③ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、パークレイズ・キャピタルGNMA MBSインデックス※¹をベンチマーク※²として運用を行います。
※¹パークレイズ・キャピタルGNMA MBSインデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、パークレイズ・キャピタル社が算出しております。
※²ベンチマークとは、運用のパフォーマンス評価やリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。運用のパフォーマンスは、ベンチマークを上回ることもあれば下回ることもあります。ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。
- ④ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、主として個別銘柄選択により、ベンチマークを上回るリターンを目指します。



ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 主な投資対象

「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」を主要投資対象とします。

② 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第 1 条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）のうち取引所金融先物取引等にかかる権利

(6) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 61 号）第 1 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 4 条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ) 金銭債権

(ニ) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

③ 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を主として「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特定目的会社に係る優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第 1 号の証券または証書および第 9 号の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券および 9. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10. 号および 11. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

④ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。
- ⑤ 先物取引等の運用指図
- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ スワップ取引の運用指図
- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 前記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

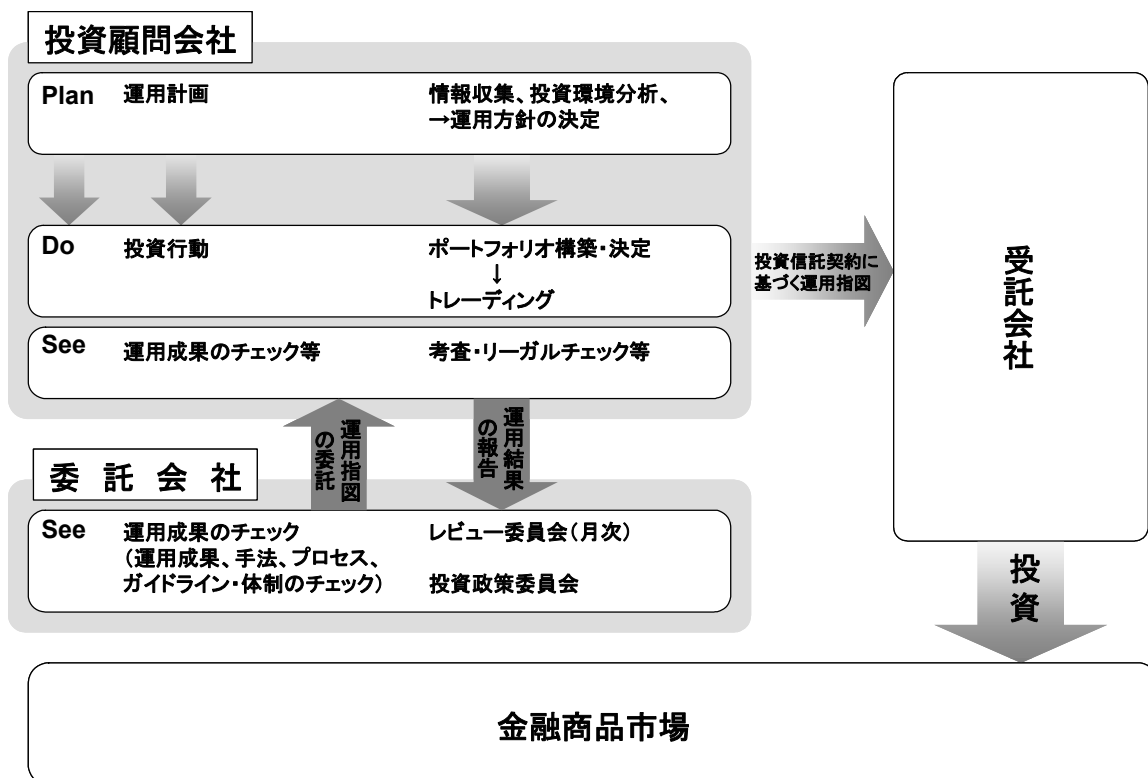
(3) 運用体制

①投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・投資顧問契約により委託された投資顧問会社（4名程度）
- 投資行動・・・投資顧問会社（4名程度）
- 運用成果のチェック・・・投資顧問会社、委託会社のレビュー委員会（7名以上）
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- 証券投資信託の運用に関する規則
- 内部管理体制に関する規程
- 服務規程（ファンド・マネージャー用）
- クレジット委員会運用規定
- 証券先物取引に関する社内基準
- 各種業務マニュアル
- コンプライアンス・マニュアル
- リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

- 受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
- 投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

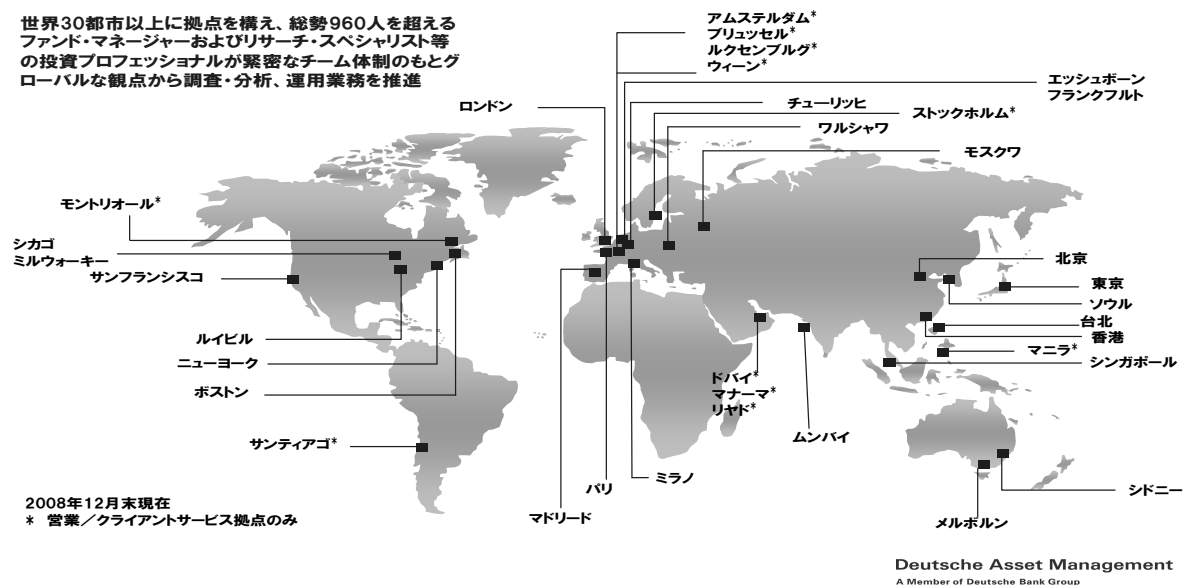
※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■マザーファンドの外貨建資産にかかる運用指図の権限を委託する、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが属するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの運用体制は以下のとおりです。

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界各国に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。
- ・ ジニーメイ債の運用については、20年を超える運用実績を有しています。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのグローバルネットワーク

世界30都市以上に拠点を構え、総勢960人を超える
ファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリスト等
の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと
グローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進



※ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの運用体制は、2008年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 収益の分配

毎決算時（毎月5日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ 分配対象額

配当等収益^{※1}（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益^{※2}等の合計額から経費^{※3}を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

※1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

※2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

※3 信託事務の処理等に要する諸費用（当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。）、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。

ロ 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ハ 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ニ 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

② 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手

取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 信託約款に基づく主な投資制限

(イ) 株式への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ロ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ニ) 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予

約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(へ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前記3)において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 前記5)において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想

定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ト) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(チ) 有価証券の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(リ) 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 借入れの指図を行う有価証券の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(ヌ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(ル) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ヲ) 外国為替予約取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記 1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(ワ) 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

(参考)「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の主な投資対象と主な投資制限

(1) 主な投資対象

米国のジニーメイ債を主要投資対象とします。

(2) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資には制限を設けません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは実質的に米国のジニーメイ債等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金[※]と異なり元本および収益の確保が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したのではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1) 金利変動リスク

ジニーメイ債は、他の債券と同様、一般に金利が上昇すると価格が下落し、金利が低下すると価格が上昇する性質があります。

2) 期限前償還リスク

ジニーメイ債には、住宅ローンの期日通りの返済や繰上返済に伴う期限前償還リスクがあり、償還差損が発生する可能性や、再投資リスク（償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク）があります。

一般に金利が低下すると低金利ローンへの借換え等のため期限前償還は増加し、金利が上昇すると期限前償還は減少する傾向があると考えられます（期限前償還は、その他の要因にも影響を受け増減します。）。

期限前償還の増減は、結果としてジニーメイ債の平均残存年数を変動させます。したがって例えば、実質的に短期債に相当する金利感応度を有していたジニーメイ債が、期限前償還の減少または減少が予想されることにより、より長期の債券と同等の金利感応度を示すこともあります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。為替ヘッジとは、外貨建資産に投資する際の為替変動リスクを回避する手法のことで、円高時（ドル安時）には外貨建資産は為替差損を被りますが、円買いドル売りの先物為替予約（一定期間後に一定の為替レートでドルを円に戻す契約）を為替銀行と結ぶなどの方法で、将来の円高（ドル安）による損失を防ぐことができます。ただし、円安（ドル高）になった場合の為替差益は得ることができなくなります。「為替ヘッジなし」は、外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に、原則として為替ヘッジを行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短

期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

4) 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

ジニーメイ債は、米国政府機関の一つである政府抵当金庫（Government National Mortgage Association）がジニーメイ債の元利金の期日通りの支払いを保証しています。したがって、ジニーメイ債は、米国国債と同等の信用力を有すると考えられています。

ただし、米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。

為替予約取引等には相手先の決済不履行リスクが伴います。

5) 流動性リスク

解約代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。取引量が比較的小さな市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。

② その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

各ファンドは、受益権の残存口数がそれぞれ 20 億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2) 解約の中止

1. ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、解約請求の受付は行いません。

※海外の休業日、解約請求受付不可日に関しては販売会社（販売会社については「4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

2. 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。

3) ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドに及ぶ可能性があります。

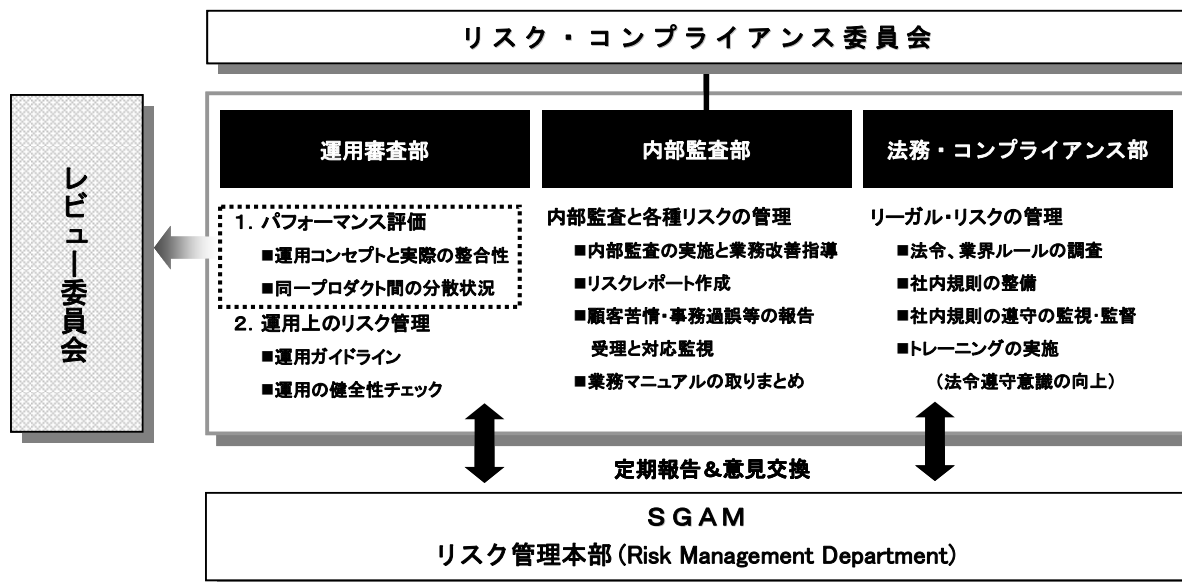
投資信託と預貯金者・投資家等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

■ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は以下のとおりです。

○ポートフォリオ・マネージャー

- ・運用に際しては、パフォーマンスおよびポートフォリオ特性（トラッキング・エラー、デュレーション・エクスポージャー、イールドカーブ・ポジショニング等）を常に管理するとともに、投資ガイドラインの遵守につとめます。

○コンプライアンス部門

- ・運用部門から独立した立場から、リスクの分析および管理を行います。
- ・具体的には、顧客の投資目的および投資ガイドラインに沿った適切な運用が行われているかについてモニタリングを行います。
- ・モニタリングは、売買の執行時およびポートフォリオを日々監視することにより行われ、投資ガイドラインの違反が発生した場合には、関連部署に報告を行います。
- ・社内規定および法令および諸規則の遵守状況の管理を行います。

○インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティー

- ・運用が投資ガイドラインに沿って適切に行われていることの確認を行います。また、投資ガイドラインの違反があった場合は運用部門と問題の解決にあたります。

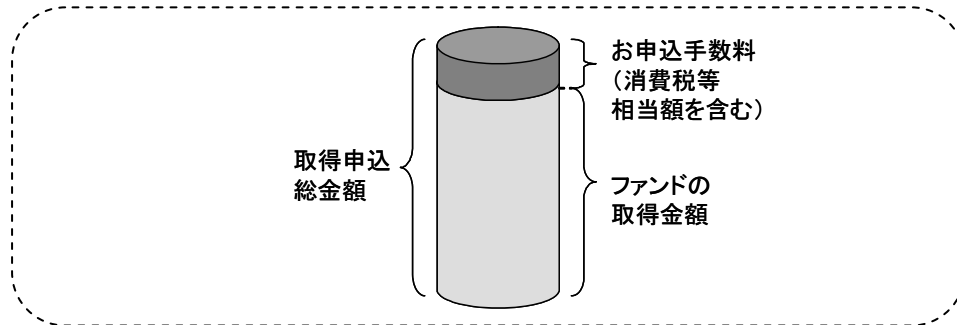
※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は、本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の 1 口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は 1.575% (税抜き 1.500%) となっております。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が独自に定める申込手数料率等についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- ① 委託会社（販売会社が受け取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の131.25（税抜き125）の率を乗じた額とし、内訳は各販売会社の純資産総額により以下のとおりとします。

各販売会社の純資産総額	信託報酬率（年×1/10,000）		
500億円以下の部分	委託会社 73.5 （税抜き 70）	販売会社 52.5 （税抜き 50）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
500億円超 750億円以下の部分	委託会社 63 （税抜き 60）	販売会社 63 （税抜き 60）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
750億円超 1,000億円以下の部分	委託会社 57.75 （税抜き 55）	販売会社 68.25 （税抜き 65）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
1,000億円超 1,500億円以下の部分	委託会社 52.5 （税抜き 50）	販売会社 73.5 （税抜き 70）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
1,500億円超 2,000億円以下の部分	委託会社 47.25 （税抜き 45）	販売会社 78.75 （税抜き 75）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
2,000億円超 3,000億円以下の部分	委託会社 42 （税抜き 40）	販売会社 84 （税抜き 80）	受託会社 5.25 （税抜き 5）
3,000億円超の部分	委託会社 36.75 （税抜き 35）	販売会社 89.25 （税抜き 85）	受託会社 5.25 （税抜き 5）

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。
- ③ 信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支払時に信託財産の中から支払います。
- ④ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図権限の一部を委託しているドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに対する報酬が含まれています。委託会社がドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに支払う日々の報酬額は、マザーファンドの信託財産の純資産総額に次の報酬率を乗じた額とし、マザーファンドの毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支払うものとしてします。

マザーファンドの純資産総額	報酬率
500億円以下の部分	年 10,000 分の 37.5
500億円超 1,000億円以下の部分	年 10,000 分の 32.5
1,000億円超 1,500億円以下の部分	年 10,000 分の 27.5
1,500億円超の部分	年 10,000 分の 22.5

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

- (イ) 委託会社は、信託事務の処理等に要する諸費用（監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

(ロ) (イ)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(ハ) (イ)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期に、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

②その他の費用

(イ) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産の負担とします。このほかに、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

(ロ) ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、その借入金の利息は信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。

※確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

※ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

※ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であって

も複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

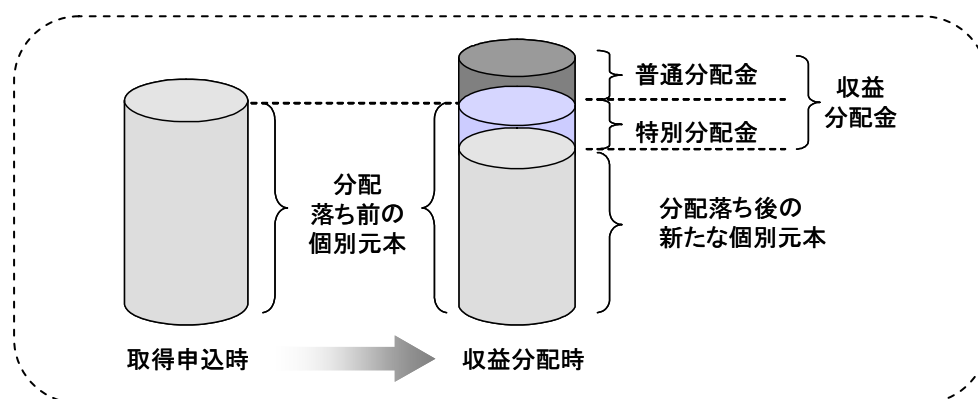
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 21 年 6 月末日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（%）
りそな・米国政府機関証券マザーファンド	日本	6,634,280,948	97.40
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	177,271,030	2.60
合計（純資産総額）	—	6,811,551,978	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（%）
りそな・米国政府機関証券マザーファンド	日本	1,504,988,571	95.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	78,374,322	4.95
合計（純資産総額）	—	1,583,362,893	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（%）
特殊債券	米国	8,084,440,785	99.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	54,705,512	0.67
合計（純資産総額）	—	8,139,146,297	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 21 年 6 月末日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関 証券マザーファンド	6,143,990,506	1.0841	6,660,700,108	1.0798	6,634,280,948	97.40

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関 証券マザーファンド	1,393,766,041	1.0841	1,510,981,766	1.0798	1,504,988,571	95.05

※全 1 銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

該当事項はありません。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

平成 21 年 6 月末日現在

種別	所在地	数量 (米ドル)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替 (売予約)	日本	15,600,000.00	1,501,202,875	1,496,312,500	△94.50
合計		15,600,000.00	1,501,202,875	1,496,312,500	△94.50

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 21 年 6 月末日現在

順位	地域	種類	銘柄名	額面 (US\$)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3569	6,435,022.66	9,608.68	618,320,786	9,960.29	640,946,767	5.5	2034年6月20日	7.87
2	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3556	6,382,512.53	9,608.68	613,275,256	9,960.29	635,716,607	5.5	2034年5月20日	7.81
3	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3625	5,345,869.24	9,739.25	520,647,804	10,058.17	537,696,762	6.0	2034年10月20日	6.61
4	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3637	4,403,835.9	9,602.92	422,896,847	9,955.79	438,436,508	5.5	2034年11月20日	5.39
5	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,262,994.37	9,760.38	318,480,538	10,128.68	330,498,244	6.0	2033年11月15日	4.06
6	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3583	2,736,798.04	9,602.92	262,812,531	9,955.79	272,469,775	5.5	2034年7月20日	3.35
7	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3652	2,622,691.85	9,602.92	251,855,005	9,952.79	261,030,917	5.5	2034年12月20日	3.21
8	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604622	2,383,970.66	9,422.42	224,627,761	9,861.65	235,098,884	5.0	2033年9月15日	2.89
9	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,037,769.51	9,747.90	198,639,638	10,070.17	205,206,935	6.0	2034年8月15日	2.52
10	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,008,967.34	9,747.90	195,832,033	10,070.17	202,306,505	6.0	2034年8月15日	2.49
11	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3414	1,979,674.38	9,364.82	185,392,851	9,836.15	194,723,714	5.0	2033年7月20日	2.39
12	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3502	1,892,713.29	9,821.82	185,898,949	10,266.32	194,311,993	6.5	2034年1月20日	2.39
13	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604650	1,793,139.77	9,422.42	168,957,185	9,861.65	176,833,199	5.0	2033年9月15日	2.17
14	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604639	1,763,300.08	9,422.42	166,145,563	9,861.65	173,890,513	5.0	2033年9月15日	2.14
15	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3501	1,681,328.58	9,751.74	163,958,719	10,088.18	169,615,383	6.0	2034年1月20日	2.08
16	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,680,218.88	9,369.62	157,430,055	9,867.65	165,798,158	5.0	2033年11月15日	2.04
17	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3891	1,614,418.9	9,797.82	158,177,865	10,194.31	164,578,899	6.5	2036年8月20日	2.02
18	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,606,032.93	9,760.38	156,754,862	10,128.68	162,669,929	6.0	2033年11月15日	2.00
19	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 553233	1,585,942.63	9,775.74	155,037,599	10,136.18	160,754,013	6.0	2033年5月15日	1.98
20	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 701568	1,563,838.52	9,943.76	155,504,281	10,028.17	156,824,378	6.0	2039年1月15日	1.93
21	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,546,313.96	9,602.92	148,491,295	9,955.79	153,947,719	5.5	2034年9月20日	1.89
22	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,525,524.69	9,747.90	148,706,549	10,083.67	153,828,950	6.0	2035年1月15日	1.89
23	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,496,107.91	9,739.25	145,709,755	10,053.67	150,413,778	6.0	2034年12月20日	1.85
24	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 700898	1,321,392.06	10,009.04	132,258,693	10,200.31	134,786,121	6.5	2038年11月15日	1.66
25	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,257,277.14	9,422.42	118,465,950	9,861.65	123,988,293	5.0	2033年9月15日	1.52
26	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,219,693.17	9,608.68	117,196,423	9,960.29	121,484,947	5.5	2034年2月20日	1.49
27	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,170,143.24	9,638.44	112,783,599	9,988.79	116,883,151	5.5	2033年6月15日	1.44
28	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,148,281.7	9,621.16	110,478,044	10,003.79	114,871,708	5.5	2034年9月15日	1.41
29	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 616552	1,035,270.85	9,810.30	101,563,194	10,275.32	106,377,396	6.5	2034年8月20日	1.31
30	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,077,163.92	9,365.78	100,884,754	9,836.15	105,951,443	5.0	2033年6月20日	1.30

※上位 30 銘柄

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

※帳簿価額、時価評価額については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別投資比率

平成21年6月末日現在

地域	種類	投資比率 (%)
米国	特殊債券	99.33
合計		99.33

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成15年11月5日）	19,997	20,074	9,054	9,089
第2特定期間末（平成16年5月6日）	28,836	28,952	8,742	8,777
第3特定期間末（平成16年11月5日）	31,699	31,828	8,625	8,660
第4特定期間末（平成17年5月6日）	39,873	40,039	8,387	8,422
第5特定期間末（平成17年11月7日）	36,894	37,035	9,180	9,215
第6特定期間末（平成18年5月7日）	22,695	22,788	8,528	8,563
第7特定期間末（平成18年11月6日）	19,065	19,139	9,079	9,114
第8特定期間末（平成19年5月7日）	13,899	13,952	9,247	9,457
第9特定期間末（平成19年11月5日）	10,561	10,603	8,847	9,057
第10特定期間末（平成20年5月7日）	8,973	9,012	8,169	8,379
第11特定期間末（平成20年11月5日）	7,394	7,428	7,611	7,821
第12特定期間末（平成21年5月7日）	7,134	7,166	7,763	7,973
平成20年6月末日	8,708	—	8,176	—
7月末日	8,568	—	8,263	—
8月末日	8,510	—	8,410	—
9月末日	7,937	—	8,036	—
10月末日	7,212	—	7,422	—
11月末日	7,197	—	7,447	—
12月末日	6,863	—	7,165	—
平成21年1月末日	6,660	—	7,005	—
2月末日	7,199	—	7,655	—
3月末日	7,209	—	7,763	—
4月末日	7,091	—	7,714	—
5月末日	6,875	—	7,543	—
6月末日	6,811	—	7,524	—

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成15年11月5日）	4,279	4,288	9,840	9,860
第2特定期間末（平成16年5月6日）	10,928	10,950	9,635	9,655
第3特定期間末（平成16年11月5日）	10,212	10,233	9,772	9,792
第4特定期間末（平成17年5月6日）	9,413	9,432	9,625	9,645
第5特定期間末（平成17年11月7日）	8,005	8,022	9,300	9,320
第6特定期間末（平成18年5月8日）	5,175	5,187	9,008	9,028
第7特定期間末（平成18年11月6日）	4,128	4,138	8,970	9,215
第8特定期間末（平成19年5月7日）	3,288	3,295	8,851	8,971
第9特定期間末（平成19年11月5日）	2,570	2,576	8,709	8,829
第10特定期間末（平成20年5月7日）	2,190	2,195	8,689	8,809
第11特定期間末（平成20年11月5日）	1,881	1,885	8,513	8,633
第12特定期間末（平成21年5月7日）	1,698	1,702	8,806	8,926
平成20年6月末日	2,081	—	8,572	—
7月末日	2,038	—	8,534	—
8月末日	2,034	—	8,589	—
9月末日	1,981	—	8,697	—
10月末日	1,861	—	8,422	—
11月末日	1,901	—	8,657	—
12月末日	1,883	—	8,710	—
平成21年1月末日	1,787	—	8,673	—
2月末日	1,761	—	8,709	—
3月末日	1,744	—	8,807	—
4月末日	1,699	—	8,808	—
5月末日	1,627	—	8,738	—
6月末日	1,583	—	8,776	—

② 分配の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	105
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	210
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	210
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	210
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	210
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	210
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	210
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	210
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	210
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	210
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	210
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	210

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	60
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	120
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	120
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	120
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	120
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	120
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	120
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	120
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	120
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	120
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	120
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	120

③ 収益率の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	▲8.4
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	▲1.1
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1.1
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	▲0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	12.0
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	▲4.8
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	8.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	4.2
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	▲2.1
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	▲5.3
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	▲4.2
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	4.7

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	▲1.0
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	▲0.9
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	2.7
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	▲0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	▲2.1
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	▲1.9
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	0.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	0.0
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	▲0.3
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	1.2
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	▲0.6
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	4.8

（注）収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

①販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、ファンドの取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については②のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記②のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

④ 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「自動けいぞく投資コ

ース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

- ⑤ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(2) 換金（解約）手続等

<ご換金の請求>

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合には、解約請求の申込みの受付けは行いません。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社にお問い合わせください。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

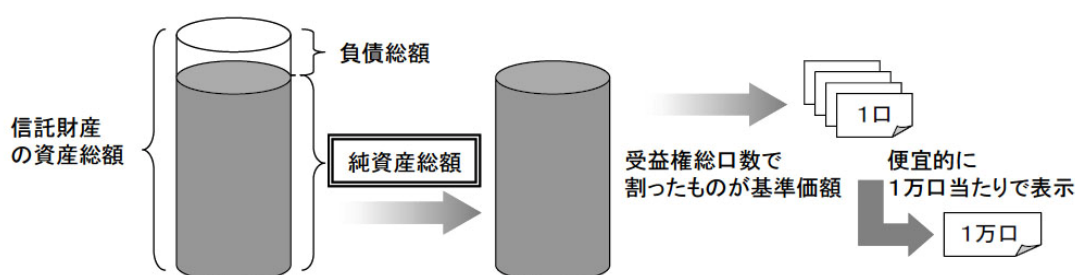
- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの解約請求の受付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた解約請求を取り消すことができます。
このような場合には、投資家の皆様は一部解約の実行の請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は「倶楽部有」の略称で掲載されます）。

なお、基準価額は1万口あたりで表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

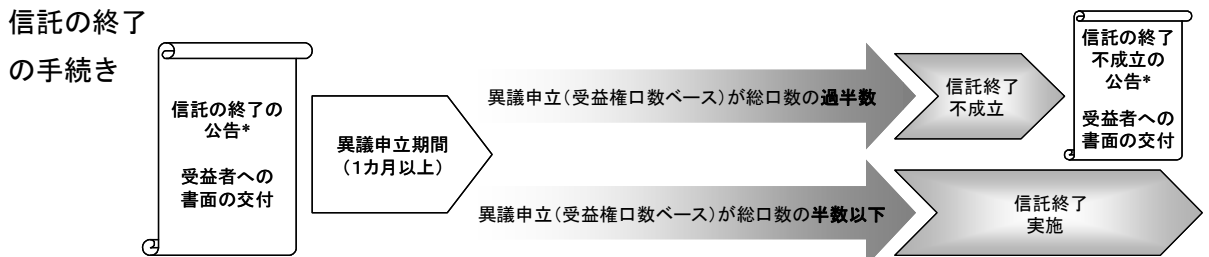
※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- 信託期間** 各ファンドの信託期間は、原則として無期限^{*}です。
 ※ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。
- 計算期間** 原則として毎月6日から翌月5日まで^{*}とします。
 ※ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

- 信託の終了（ファンドの繰上償還）** (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回るようになったとき
 - B 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき
- これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（一月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

BまたはCにおいて、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

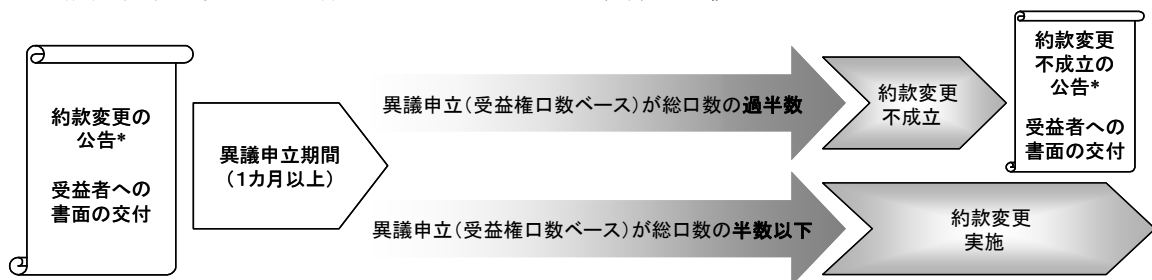
(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続き>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書 毎年5月および11月の計算期間末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の計算期間の終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)及び当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)及び当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

1 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成20年11月 5日現在)	当期 (平成21年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		328,624,446	175,366,846
親投資信託受益証券		7,109,324,263	7,000,611,729
未収利息		1,800	240
流動資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815
資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		34,005,412	32,166,136
未払解約金		1,322,747	1,539,286
未払受託者報酬		319,744	321,593
未払委託者報酬		7,673,872	7,718,240
その他未払費用		31,965	32,150
流動負債合計		43,353,740	41,777,405
負債合計		43,353,740	41,777,405
純資産の部			
元本等			
元本		9,715,832,280	9,190,324,795
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,321,235,511	△2,056,123,385
（分配準備積立金）		302,054,746	248,126,778
元本等合計		7,394,596,769	7,134,201,410
純資産合計		7,394,596,769	7,134,201,410
負債純資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		341,752	92,858
有価証券売買等損益		△275,431,870	372,187,466
営業収益合計		△275,090,118	372,280,324
営業費用			
受託者報酬		2,197,511	1,849,307
委託者報酬		52,740,169	44,383,357
その他費用		219,691	184,868
営業費用合計		55,157,371	46,417,532
営業利益又は営業損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
経常利益又は経常損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
当期純利益又は当期純損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△2,940,219	△3,836,769
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△2,010,869,008	△2,321,235,511
剰余金増加額又は欠損金減少額		236,849,639	140,800,854
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		236,849,639	140,800,854
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,084,606	7,436,896
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,084,606	7,436,896
分配金		214,824,266	197,951,393
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△2,321,235,511	△2,056,123,385

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	当 期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末 が休日のため、平成20年5月8日か ら平成20年11月5日までとなって おります。	当ファンドの特定期間は当期末 が休日のため、平成20年11月6日 から平成21年5月7日までとなっ ております。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

1 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前 期 （平成20年11月 5日現在）	当 期 （平成21年 5月 7日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		180,743,364	122,578,775
親投資信託受益証券		1,617,633,817	1,742,698,163
派生商品評価勘定		89,694,400	22,800
未収利息		990	167
流動資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905
資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	157,929,000
未払金		—	2,098,700
未払収益分配金		4,419,406	3,857,804
未払解約金		506,123	994,108
未払受託者報酬		82,069	76,463
未払委託者報酬		1,969,660	1,835,112
その他未払費用		8,195	7,635
流動負債合計		6,985,453	166,798,822
負債合計		6,985,453	166,798,822
純資産の部			
元本等			
元本		2,209,703,320	1,928,902,049
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△328,616,202	△230,400,966
（分配準備積立金）		171,788,746	162,486,483
元本等合計		1,881,087,118	1,698,501,083
純資産合計		1,881,087,118	1,698,501,083
負債純資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		306,503	67,808
有価証券売買等損益		△64,794,963	105,064,346
為替差損益		65,289,380	△5,666,350
営業収益合計		800,920	99,465,804
営業費用			
受託者報酬		533,610	475,372
委託者報酬		12,806,621	11,408,798
その他費用		53,300	47,476
営業費用合計		13,393,531	11,931,646
営業利益又は営業損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
経常利益又は経常損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
当期純利益又は当期純損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		225,159	1,417,772
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△330,625,111	△328,616,202
剰余金増加額又は欠損金減少額		43,815,392	37,469,308
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		43,815,392	37,469,308
剰余金減少額又は欠損金増加額		826,998	692,528
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		826,998	692,528
分配金		28,161,715	24,677,930
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△328,616,202	△230,400,966

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	当 期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)外国為替予約取引 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成20年11月6日から平成21年5月7日までとなっております。

第3 国内投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・米国政府機関証券ファンド
(為替ヘッジなし/毎月決算型) 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてりそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の GNMA (ジニーメイ) パススルー証券を中心に運用します。

②実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③米国のGNMA (ジニーメイ) パススルー証券等に直接投資することもあります。

ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記の方針に従った運用ができない場合があります。

【運用制限】

(1)株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4)投資信託証券(りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

りそな・米国政府機関証券ファンド
(為替ヘッジあり/毎月決算型) 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてりそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の GNMA (ジニーメイ) パススルー証券を中心に運用します。

②実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③米国のGNMA (ジニーメイ) パススルー証券等に直接投資することもあります。

ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記の方針に従った運用ができない場合があります。

【運用制限】

(1)株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4)投資信託証券(りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）約款

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラル アセット マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者としてします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けず。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

第3条 委託者は、金83億4,233万8,739円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

第3条 委託者は、金18億75万6,618円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

（以下、両ファンド共通）

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結の日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第2条第8項に定める公衆により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

第7条 委託者は、第3条第1項に規定する信託によって生じた受益権については83億4,233万8,739口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第3条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

第7条 委託者は、第3条第1項に規定する信託によって生じた受益権については18億75万6,618口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第3条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

（以下、両ファンド共通）

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における

計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社は、第10条の規定により発行された受益権を、その取得申込者に対して1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を

行うことができます。

- ③ 前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、受益権の取得の申込の受付は行ないません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別々に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類同の取引にかかる権利
 - (5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
 - (6) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをい）、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託であるりそな・米国政府機関証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 8. コマーシャルペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい）、有価証券に係るものに限りません。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの抵当証券
 - ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則とし

て第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マ

ザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の借入れ】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる借入れ料は信託財産中から支弁します。

【有価証券の空売りの指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡したまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第30条 (削除)

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年6月27日から平成15年9月5日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日るとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託終了の日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査のための費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用(前項に定める監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者の定める時期に、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。前項の監査のための費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別々に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬を、マザーファンドの受益証券を投資対象とする各証券投資信託(この信託を含みます。)にかかる信託報酬のうち委託者が受ける報酬の中から支弁するものとし、その額、計算方法および支払期日についてはマザーファンドの信託契約において定めます。

【収益分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、第47条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することの申し出を受けた場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受領は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第2項を除きます)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間

その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭も、委託者に帰属します。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託の一部解約】

第47条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行われません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第44条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第

18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。
信託契約締結日 平成15年6月27日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社



りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】毎月倶楽部

追加型投信／海外／債券

**投資信託説明書
(請求目論見書)
2009年8月**

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月8日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 8月 7日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型） りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 各5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	9
第 4	ファンドの経理状況	10
1	財務諸表	13
2	ファンドの現況	37
第 5	設定及び解約の実績	38

第1 ファンドの沿革

平成15年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合の取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込不可日に関しては販売会社（販売会社については(2)のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」*とがあります。

各申込コースとも、販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社へお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に

再投資するコースのことをいいます。また、販売会社により「定時定額購入コース（販売会社により名称が異なる場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- (4) なお、取得申込時には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 1.575%（税抜き 1.500%）となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日あるいはニューヨークの銀行休業日にあたる場合には、解約請求の申込みの受け付けは行いません。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができるものとします。

- (6) 前記(5)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3 管理及び運営

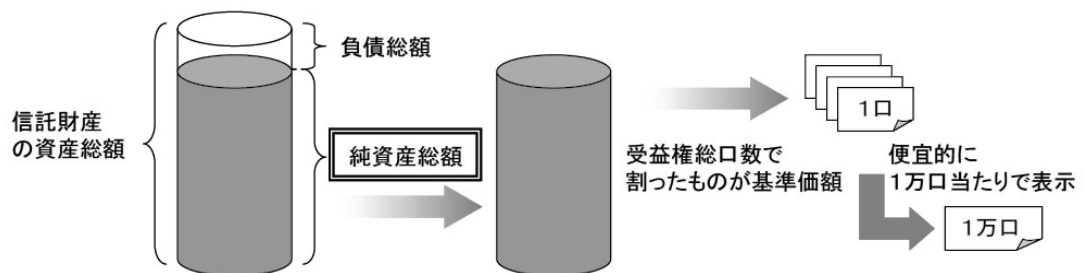
1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」は「倶楽部有」の略称で掲載されます。)。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

各ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

(4) 計算期間

① 各ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」とい

います。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

①信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次のいずれかの場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回るようになったとき

B 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

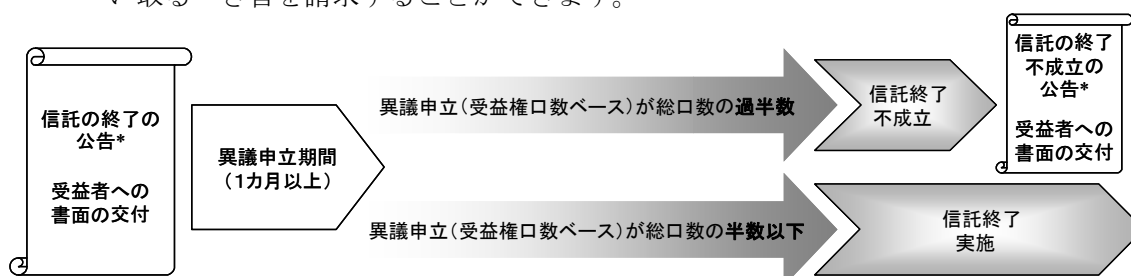
(ロ) これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) この一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(ホ) この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

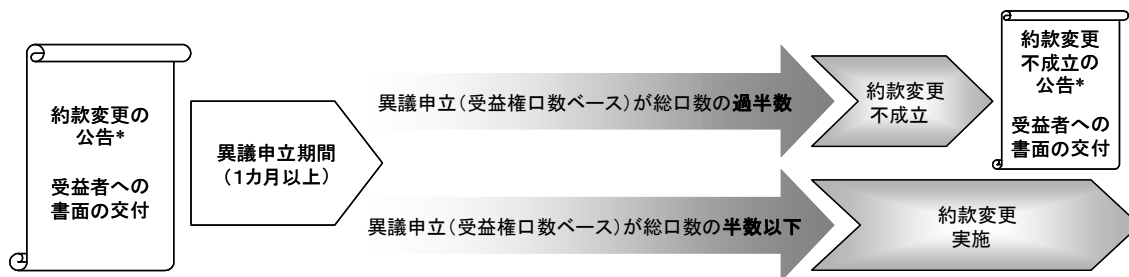
(ト) 前記 (ハ) から (ホ) は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事

情が生じている場合であって、前記（ハ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (チ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。
- (リ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、このファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ヌ) 後記「⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」または「② 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月および11月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更新に関する手続き

(イ) 委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

(ロ) マザーファンドについて、委託会社が運用の指図権限の一部を委託するドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクと委託会社との間で締結された運用指図権限の委託契約の有効期間は、契約日よりマザーファンドの信託契約終了の日までとします。ただし、委託会社、ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3カ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、契約を解除することができます。

また、ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑧ その他

(イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年5月および11月の決算日経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

(ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)及び当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年5月8日から平成20年11月5日まで)及び当期(平成20年11月6日から平成21年5月7日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水守理智



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成21年7月6日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年11月6日から平成21年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成21年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成20年11月 5日現在)	当期 (平成21年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		328,624,446	175,366,846
親投資信託受益証券		7,109,324,263	7,000,611,729
未収利息		1,800	240
流動資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815
資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		34,005,412	32,166,136
未払解約金		1,322,747	1,539,286
未払受託者報酬		319,744	321,593
未払委託者報酬		7,673,872	7,718,240
その他未払費用		31,965	32,150
流動負債合計		43,353,740	41,777,405
負債合計		43,353,740	41,777,405
純資産の部			
元本等			
元本		9,715,832,280	9,190,324,795
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△2,321,235,511	△2,056,123,385
(分配準備積立金)		302,054,746	248,126,778
元本等合計		7,394,596,769	7,134,201,410
純資産合計		7,394,596,769	7,134,201,410
負債純資産合計		7,437,950,509	7,175,978,815

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		341,752	92,858
有価証券売買等損益		△275,431,870	372,187,466
営業収益合計		△275,090,118	372,280,324
営業費用			
受託者報酬		2,197,511	1,849,307
委託者報酬		52,740,169	44,383,357
その他費用		219,691	184,868
営業費用合計		55,157,371	46,417,532
営業利益又は営業損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
経常利益又は経常損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
当期純利益又は当期純損失 (△)		△330,247,489	325,862,792
一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		△2,940,219	△3,836,769
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△2,010,869,008	△2,321,235,511
剰余金増加額又は欠損金減少額		236,849,639	140,800,854
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		236,849,639	140,800,854
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,084,606	7,436,896
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		5,084,606	7,436,896
分配金		214,824,266	197,951,393
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△2,321,235,511	△2,056,123,385

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期	当期
	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末 が休日のため、平成20年5月8日か ら平成20年11月5日までとなって おります。	当ファンドの特定期間は当期末 が休日のため、平成20年11月6日か ら平成21年5月7日までとなって おります。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年11月 5日現在)	当期 (平成21年 5月 7日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 9, 715, 832, 280口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9, 190, 324, 795口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2, 321, 235, 511円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2, 056, 123, 385円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7611円 (10,000口当たり純資産額 7,611円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7763円 (10,000口当たり純資産額 7,763円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日			当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日		
分配金の計算過程 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 401,197,406円 (1万口当たり372円)のうち、37,693,867円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成20年11月 6日 至 平成20年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 329,420,921円 (1万口当たり340円)のうち、33,816,350円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,936,027円	費用控除後の配当等収益額	A	23,788,659円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	4,994,641円	収益調整金額	C	5,406,697円
分配準備積立金額	D	367,266,738円	分配準備積立金額	D	300,225,565円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	401,197,406円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	329,420,921円
当ファンドの期末残存口数	F	10,769,676,419口	当ファンドの期末残存口数	F	9,661,814,430口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	372円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	340円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	37,693,867円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	33,816,350円
(自 平成20年 6月 6日 至 平成20年 7月 7日) 当該期末における分配対象金額 394,721,832円 (1万口当たり371円)のうち、37,145,426円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。			(自 平成20年12月 6日 至 平成21年 1月 5日) 当該期末における分配対象金額 320,456,731円 (1万口当たり334円)のうち、33,526,791円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,493,831円	費用控除後の配当等収益額	A	27,371,281円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	5,088,129円	収益調整金額	C	5,514,727円
分配準備積立金額	D	353,139,872円	分配準備積立金額	D	287,570,723円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	394,721,832円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	320,456,731円
当ファンドの期末残存口数	F	10,612,979,062口	当ファンドの期末残存口数	F	9,579,083,244口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	371円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	334円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	37,145,426円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	33,526,791円

(自 平成20年 7月 8日 至 平成20年 8月 5日)
 当該期末における分配対象金額 382,311,548円 (1
 万口当たり370円)のうち、36,146,153円 (1万口当
 たり35円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当 等収益額	A	34,340,588 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,118,783 円
分配準備積立金額	D	342,852,177 円
当ファンドの分配 対象収益額	$E = A + B + C + D$	382,311,548 円
当ファンドの期末 残存口数	F	10,327,472,380 口
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	370 円
1万口当たり分配金 額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	36,146,153 円

(自 平成20年 8月 6日 至 平成20年 9月 5日)
 当該期末における分配対象金額 369,943,010円 (1
 万口当たり366円)のうち、35,325,094円 (1万口当
 たり35円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当 等収益額	A	31,627,569 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,163,801 円
分配準備積立金額	D	333,151,640 円
当ファンドの分配 対象収益額	$E = A + B + C + D$	369,943,010 円
当ファンドの期末 残存口数	F	10,092,884,045 口
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	366 円
1万口当たり分配金 額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	35,325,094 円

(自 平成21年 1月 6日 至 平成21年 2月 5日)
 当該期末における分配対象金額 304,946,400円 (1
 万口当たり322円)のうち、33,091,026円 (1万口
 当たり35円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当 等収益額	A	21,732,916 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,608,630 円
分配準備積立金額	D	277,604,854 円
当ファンドの分配 対象収益額	$E = A + B + C + D$	304,946,400 円
当ファンドの期末 残存口数	F	9,454,578,976 口
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	322 円
1万口当たり分配金 額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	33,091,026 円

(自 平成21年 2月 6日 至 平成21年 3月 5日)
 当該期末における分配対象金額 301,551,124円 (1
 万口当たり320円)のうち、32,886,245円 (1万口
 当たり35円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当 等収益額	A	31,366,441 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,727,441 円
分配準備積立金額	D	264,457,242 円
当ファンドの分配 対象収益額	$E = A + B + C + D$	301,551,124 円
当ファンドの期末 残存口数	F	9,396,070,069 口
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	320 円
1万口当たり分配金 額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	32,886,245 円

(自平成20年9月6日 至平成20年10月6日)
 当該期末における分配対象金額 355,893,576円 (1
 万口当たり360円)のうち、34,508,314円 (1万口当
 たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	28,999,767円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,198,258円
分配準備積立金額	D	321,695,551円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	355,893,576円
当ファンドの期末残 存口数	F	9,859,518,286口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	360円
1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	34,508,314円

(自平成20年10月7日 至平成20年11月5日)
 当該期末における分配対象金額 341,335,052円 (1
 万口当たり351円)のうち、34,005,412円 (1万口当
 たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当 等収益額	A	24,621,067円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,274,894円
分配準備積立金額	D	311,439,091円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	341,335,052円
当ファンドの期末 残存口数	F	9,715,832,280口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	351円
1万口当たり分配金 額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	34,005,412円

(自平成21年3月6日 至平成21年4月6日)
 当該期末における分配対象金額 296,898,142円 (1
 万口当たり320円)のうち、32,464,845円 (1万口
 当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	31,663,135円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,794,127円
分配準備積立金額	D	259,440,880円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	296,898,142円
当ファンドの期末残 存口数	F	9,275,670,065口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	320円
1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	32,464,845円

(自平成21年4月7日 至平成21年5月7日)
 当該期末における分配対象金額 286,164,257円 (1
 万口当たり311円)のうち、32,166,136円 (1万口
 当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当 等収益額	A	24,152,935円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	5,871,343円
分配準備積立金額	D	256,139,979円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	286,164,257円
当ファンドの期末 残存口数	F	9,190,324,795口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	311円
1万口当たり分配金 額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	32,166,136円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日）
該当事項はありません。

当期（自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日）
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期（自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日）
該当事項はありません。

当期（自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日）
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日		当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	
期首元本額	10,984,743,066円	期首元本額	9,715,832,280円
期中追加設定元本額	27,517,459円	期中追加設定元本額	28,872,218円
期中一部解約元本額	1,296,428,245円	期中一部解約元本額	554,379,703円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日		当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,109,324,263	△356,686,815	7,000,611,729	△115,696,916
合 計	7,109,324,263	△356,686,815	7,000,611,729	△115,696,916

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日）
該当事項はありません。

当期（自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日）
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年5月7日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	6,322,235,825	7,000,611,729	
小計	銘柄数：1		7,000,611,729	
	組入時価比率：98.1%		100%	
合計			7,000,611,729	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書


平成20年12月26日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成21年7月6日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年11月6日から平成21年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成21年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成20年11月 5日現在)	当期 (平成21年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		180,743,364	122,578,775
親投資信託受益証券		1,617,633,817	1,742,698,163
派生商品評価勘定		89,694,400	22,800
未収利息		990	167
流動資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905
資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	157,929,000
未払金		—	2,098,700
未払収益分配金		4,419,406	3,857,804
未払解約金		506,123	994,108
未払受託者報酬		82,069	76,463
未払委託者報酬		1,969,660	1,835,112
その他未払費用		8,195	7,635
流動負債合計		6,985,453	166,798,822
負債合計		6,985,453	166,798,822
純資産の部			
元本等			
元本		2,209,703,320	1,928,902,049
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△328,616,202	△230,400,966
（分配準備積立金）		171,788,746	162,486,483
元本等合計		1,881,087,118	1,698,501,083
純資産合計		1,881,087,118	1,698,501,083
負債純資産合計		1,888,072,571	1,865,299,905

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		306,503	67,808
有価証券売買等損益		△64,794,963	105,064,346
為替差損益		65,289,380	△5,666,350
営業収益合計		800,920	99,465,804
営業費用			
受託者報酬		533,610	475,372
委託者報酬		12,806,621	11,408,798
その他費用		53,300	47,476
営業費用合計		13,393,531	11,931,646
営業利益又は営業損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
経常利益又は経常損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
当期純利益又は当期純損失 (△)		△12,592,611	87,534,158
一部解約に伴う当期純利益金額 の分配額		225,159	1,417,772
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△330,625,111	△328,616,202
剰余金増加額又は欠損金減少額		43,815,392	37,469,308
当期一部解約に伴う剰余金増 加額又は欠損金減少額		43,815,392	37,469,308
剰余金減少額又は欠損金増加額		826,998	692,528
当期追加信託に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額		826,998	692,528
分配金		28,161,715	24,677,930
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△328,616,202	△230,400,966

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期	当 期
	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)外国為替予約取引 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成20年11月6日から平成21年5月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成20年11月 5日現在)	当 期 (平成21年 5月 7日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2, 209, 703, 320口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1, 928, 902, 049口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 328, 616, 202円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 230, 400, 966円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 8513円 (10, 000口当たり純資産額 8, 513円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 8806円 (10, 000口当たり純資産額 8, 806円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日			当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日		
分配金の計算過程 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 219,808,872円 (1 万口当たり894円)のうち、4,912,170円 (1万口当 たり20円)を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成20年11月 6日 至 平成20年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 209,075,467円 (1 万口当たり953円)のうち、4,387,251円 (1万口当 たり20円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	6,213,769円	費用控除後の配当等 収益額	A	6,674,286円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	35,275,120円	収益調整金額	C	31,936,699円
分配準備積立金額	D	178,319,983円	分配準備積立金額	D	170,464,482円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	219,808,872円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	209,075,467円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,456,085,368口	当ファンドの期末残 存口数	F	2,193,625,903口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	894円	1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	953円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,912,170円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,387,251円
(自 平成20年 6月 6日 至 平成20年 7月 7日) 当該期末における分配対象金額 218,498,660円 (1 万口当たり904円)のうち、4,832,900円 (1万口当 たり20円)を分配金額としております。			(自 平成20年12月 6日 至 平成21年 1月 5日) 当該期末における分配対象金額 208,044,022円 (1 万口当たり962円)のうち、4,324,316円 (1万口当 たり20円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	7,066,997円	費用控除後の配当等 収益額	A	6,289,795円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	34,781,350円	収益調整金額	C	31,548,620円
分配準備積立金額	D	176,650,313円	分配準備積立金額	D	170,205,607円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	218,498,660円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	208,044,022円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,416,450,248口	当ファンドの期末残 存口数	F	2,162,158,372口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	904円	1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	962円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,832,900円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,324,316円

(自 平成20年 7月 8日 至 平成20年 8月 5日)
 当該期末における分配対象金額 217,744,287円 (1
 万口当たり911円)のうち、4,777,502円 (1万口当
 たり20円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等 収益額	A	6,524,688円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	34,460,674円
分配準備積立金額	D	176,758,925円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	217,744,287円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,388,751,309口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	911円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	4,777,502円

(自 平成20年 8月 6日 至 平成20年 9月 5日)
 当該期末における分配対象金額 219,579,375円 (1
 万口当たり928円)のうち、4,730,174円 (1万口当
 たり20円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等 収益額	A	8,719,396円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	34,195,734円
分配準備積立金額	D	176,664,245円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	219,579,375円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,365,087,254口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	928円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	4,730,174円

(自 平成21年 1月 6日 至 平成21年 2月 5日)
 当該期末における分配対象金額 198,846,846円 (1
 万口当たり966円)のうち、4,116,697円 (1万口当
 たり20円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等 収益額	A	4,905,615円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	30,107,766円
分配準備積立金額	D	163,833,465円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	198,846,846円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,058,348,581口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	966円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	4,116,697円

(自 平成21年 2月 6日 至 平成21年 3月 5日)
 当該期末における分配対象金額 198,221,362円 (1
 万口当たり980円)のうち、4,043,083円 (1万口当
 たり20円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等 収益額	A	6,971,029円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	29,643,026円
分配準備積立金額	D	161,607,307円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	198,221,362円
当ファンドの期末残 存口数	F	2,021,541,815口
1万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	980円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	4,043,083円

(自 平成20年 9月 6日 至 平成20年10月 6日)

当該期末における分配対象金額 210,599,926円 (1万口当たり938円) のうち、4,489,563円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,676,766円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	32,529,533円
分配準備積立金額	D	171,393,627円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	210,599,926円
当ファンドの期末残存口数	F	2,244,781,887口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	938円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,489,563円

(自 平成20年10月 7日 至 平成20年11月 5日)

当該期末における分配対象金額 208,301,711円 (1万口当たり942円) のうち、4,419,406円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,409,613円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	32,093,559円
分配準備積立金額	D	170,798,539円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	208,301,711円
当ファンドの期末残存口数	F	2,209,703,320口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	942円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,419,406円

(自 平成21年 3月 6日 至 平成21年 4月 6日)

当該期末における分配対象金額 197,044,896円 (1万口当たり997円) のうち、3,948,779円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,393,220円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	29,016,586円
分配準備積立金額	D	160,635,090円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	197,044,896円
当ファンドの期末残存口数	F	1,974,389,967口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	997円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,948,779円

(自 平成21年 4月 7日 至 平成21年 5月 7日)

当該期末における分配対象金額 194,755,083円 (1万口当たり1,009円) のうち、3,857,804円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,105,445円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	28,410,796円
分配準備積立金額	D	160,238,842円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	194,755,083円
当ファンドの期末残存口数	F	1,928,902,049口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,009円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	3,857,804円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日		当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	
期首元本額	2,521,165,711円	期首元本額	2,209,703,320円
期中追加設定元本額	5,896,718円	期中追加設定元本額	5,200,168円
期中一部解約元本額	317,359,109円	期中一部解約元本額	286,001,439円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日		当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,617,633,817	△81,159,424	1,742,698,163	△28,801,026
合 計	1,617,633,817	△81,159,424	1,742,698,163	△28,801,026

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日	当期 自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
<p>1. 取引の内容</p> <p>当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的</p> <p>当ファンドは、外貨建て有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買のために、その受渡までが数日間の為替予約取引を利用しております。当ファンドでは、投機を目的とする為替予約取引は行わない方針です。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査部がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>同左</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的</p> <p>同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	前 期 (平成20年11月 5日現在)			
		契 約 額 等(円)		時 価(円)	評 価 損 益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,681,388,900	—	1,591,694,500	89,694,400
合 計		1,681,388,900	—	1,591,694,500	89,694,400

区 分	種 類	当 期 (平成21年 5月 7日現在)			
		契 約 額 等(円)		時 価(円)	評 価 損 益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,566,395,300	—	1,724,301,500	△157,906,200
合 計		1,566,395,300	—	1,724,301,500	△157,906,200

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年5月7日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	1,573,826,572	1,742,698,163	
小計	銘柄数：1		1,742,698,163	
	組入時価比率：102.6%		100%	
合計			1,742,698,163	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

りそな・米国政府機関証券マザーファンド

当ファンドは「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成21年5月7日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		27,441,722
コール・ローン		3,061,274
特殊債券		8,665,600,575
未収利息		46,708,248
前払費用		512,911
差入委託証拠金		11,097
流動資産合計		8,743,335,827
資産合計		8,743,335,827
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		—
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		7,896,062,397
剰余金		
剰余金		847,273,430
純資産合計		8,743,335,827
負債・純資産合計		8,743,335,827

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成20年11月 6日 至 平成21年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成21年5月7日現在)	
1. 期首	平成20年11月6日
期首元本額	8,324,072,950円
期首より平成21年5月7日までの期中追加設定元本額	210,803,830円
期首より平成21年5月7日までの期中一部解約元本額	638,814,383円
期末元本額	7,896,062,397円
期末元本額の内訳※	
りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)	6,322,235,825円
りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)	1,573,826,572円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1073円
(10,000口当たり純資産額)	11,073円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年5月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	米ドル	GINNIE MAE 1 POOL 503947	39,075.57	42,180.24	
		GINNIE MAE 1 POOL 550727	779,175.55	809,155.57	
		GINNIE MAE 1 POOL 553233	1,592,803.74	1,683,207.93	
		GINNIE MAE 1 POOL 569893	732,645.12	781,812.49	
		GINNIE MAE 1 POOL 573787	153,159.60	164,993.56	
		GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,219,877.47	1,276,058.56	
		GINNIE MAE 1 POOL 595781	632,971.14	665,040.05	
		GINNIE MAE 1 POOL 604622	2,446,843.44	2,546,342.12	
		GINNIE MAE 1 POOL 604639	1,807,503.56	1,881,004.06	
		GINNIE MAE 1 POOL 604650	1,836,993.62	1,911,693.31	
		GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,210,740.67	1,268,771.10	
		GINNIE MAE 1 POOL 605694	363,025.26	382,098.28	
		GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,278,179.89	1,330,155.92	
		GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,137,187.14	2,249,473.02	
		GINNIE MAE 1 POOL 617611	876,997.86	918,415.48	
		GINNIE MAE 1 POOL 617705	435,866.76	456,451.26	
		GINNIE MAE 1 POOL 618546	156,997.41	167,882.96	
		GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,326,108.91	3,513,332.58	
		GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,611,399.51	1,702,103.73	
		GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,158,624.83	2,272,037.03	
		GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,591,753.73	1,673,393.34	
		GINNIE MAE 1 POOL 664543	856,849.22	903,641.24	
		GINNIE MAE 1 POOL 685832	698,326.77	731,360.90	
		GINNIE MAE 1 POOL 689403	664,507.32	695,682.08	
		GINNIE MAE 1 POOL 700898	1,506,280.73	1,588,537.81	
		GINNIE MAE 1 POOL 701568	1,581,291.68	1,655,476.55	
		GINNIE MAE 1 POOL 701608	997,794.34	1,055,401.39	
		GINNIE MAE 1 POOL 704200	968,134.00	1,007,880.45	
		GINNIE MAE 1 POOL 781006	358,678.82	387,176.96	
		GINNIE MAE 1 POOL 781569	900,066.88	970,454.90	
		GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,719,015.11	1,789,454.50	
		GINNIE MAE 1 POOL 782105	729,249.64	757,764.46	
		GINNIE MAE 1 POOL 782310	673,333.78	698,399.70	
		GINNIE MAE 2 POOL 2535	241,981.03	260,375.36	
		GINNIE MAE 2 POOL 3028	126,697.67	135,979.93	
		GINNIE MAE 2 POOL 3081	181,330.96	194,888.27	
		GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,112,575.44	1,156,426.59	
		GINNIE MAE 2 POOL 3414	2,034,051.78	2,114,222.10	
		GINNIE MAE 2 POOL 3428	210,665.00	218,968.17	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GINNIE MAE 2 POOL 3501	1,745,793.12	1,839,697.76	
		GINNIE MAE 2 POOL 3502	1,992,442.69	2,116,192.11	
		GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,264,132.08	1,321,166.17	
		GINNIE MAE 2 POOL 3556	6,619,103.98	6,909,465.53	
		GINNIE MAE 2 POOL 3557	136,767.55	143,782.23	
		GINNIE MAE 2 POOL 3569	6,684,438.98	6,977,666.60	
		GINNIE MAE 2 POOL 3583	2,880,782.32	3,007,154.17	
		GINNIE MAE 2 POOL 3586	672,345.63	712,423.74	
		GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,636,050.29	1,707,819.23	
		GINNIE MAE 2 POOL 3625	5,626,587.08	5,915,169.66	
		GINNIE MAE 2 POOL 3637	4,607,816.94	4,809,948.96	
		GINNIE MAE 2 POOL 3652	2,736,994.20	2,857,058.47	
		GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,553,665.57	1,633,351.67	
		GINNIE MAE 2 POOL 3665	311,902.76	325,390.12	
		GINNIE MAE 2 POOL 3891	1,756,397.94	1,851,764.90	
		GINNIE MAE 2 POOL 3986	575,105.79	601,547.19	
		GINNIE MAE 2 POOL 616552	1,038,649.39	1,103,483.85	
	小計	銘柄数：56	83,787,737.26	87,850,776.31	
		組入時価比率：99.1%	100%	(8,665,600,575)	
	合計			8,665,600,575	
				(8,665,600,575)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成21年6月末日)

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)

I 資産総額	6,821,744,711 円
II 負債総額	10,192,733 円
III 純資産総額 (I - II)	6,811,551,978 円
IV 発行済数量	9,052,914,859 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	7,524 円

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)

I 資産総額	1,630,560,360 円
II 負債総額	47,197,467 円
III 純資産総額 (I - II)	1,583,362,893 円
IV 発行済数量	1,804,188,367 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	8,776 円

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンドの現況

純資産額計算書

(平成21年6月末日)

I 資産総額	8,225,265,199 円
II 負債総額	86,118,902 円
III 純資産総額 (I - II)	8,139,146,297 円
IV 発行済数量	7,537,756,547 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	10,798 円

第5 設定及び解約の実績

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	13,971,853,178	227,559,921
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	12,191,213,706	946,338,214
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	6,300,626,509	2,533,962,454
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	12,288,384,215	1,500,512,863
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	1,974,318,395	9,327,371,875
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	455,842,348	14,033,298,180
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	410,568,480	6,023,169,008
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	50,801,591	6,018,712,844
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	53,077,564	3,146,578,594
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	53,975,360	1,007,350,261
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	27,517,459	1,296,428,245
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	28,872,218	554,379,703

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	2,642,052,333	93,605,807
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	9,095,726,552	2,103,422,196
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1,385,988,590	2,277,380,110
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	318,938,220	989,344,016
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	560,537,942	1,731,888,561
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	28,021,963	2,890,995,817
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	13,964,723	1,156,593,473
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	8,677,083	896,600,152
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	10,114,874	772,842,005
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	7,961,059	438,902,109
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	5,896,718	317,359,109
第12特定期間（平成20年11月6日～平成21年5月7日）	5,200,168	286,001,439

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



